

参考資料

2. 韓国の有機農産品に関する法律

法律名称	制定、更新年月日	内容	監督官庁	日本語翻訳
親環境農業育成法	2001年	農産物の有機認証、「親環境＝環境にやさしい」農産品について育成するという内容のため、有機農産物のほか、無農薬農産品、低農薬農産品の認証について規定されている。	農林水産食品部	×
親環境農漁業育成および有機食品などの管理・支援に関する法律	制定:2012年6月1日 施行:2013年6月2日	親環境農業育成法の改正法。食品産業振興法で規定されていた有機加工食品の認証を統合し、新しく有機水産物、非食用有機加工品について規定されている。	農林水産食品部	○
親環境農漁業育成および有機食品などの管理・支援に関する法律施行規則案	公表:2012年11月20日 (法律施行までに確定)	法律に基づく、認証の詳細について規定。CODEX基準に基づいているのはこの施行規則になる。確定版は2013年6月2日までに発表予定。	農林水産食品部	○ (本文は全部、別紙一部)
食品産業振興法	2008年	有機加工食品の認証制度についての根拠法。親環境農漁業育成および有機食品などの管理・支援に関する法律に統合される。	農林水産食品部	○ (一部)
食品衛生法	1962年	有機加工食品の表示制度についての根拠法	保健福祉部	○ (第10条のみ)
食品などの表示基準	(最新版) 制定・施行:2012.12.31 (制度は2000年から開始)	有機加工食品の表示制度の詳細について規定	食品医薬品安全庁	○ (一部)
法律名称	制定、更新年月日	内容	監督官庁	日本語翻訳